

各都道府県・政令指定都市・中核市障害保健福祉主管課 様

障害保健福祉情報 vol.44 (平成18年10月24日)

障害者自立支援法の実施状況について

平素より障害保健福祉行政につきましてはご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このたび、障害者自立支援法の実施状況について厚生労働省においてとりまとめ、別添のとおり10月23日に記者発表いたしましたので、情報提供させていただきます。

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部企画課

企画法令係 熊木、中村(森次)

電話：03-5253-1111(内線3007)

FAX：03-3502-0892

Email：shougaijouhou@hlw.go.jp

障害者自立支援法の実施状況について(概要版)

1. 介護給付費等の状況

定点市町村における平成18年6月分の障害福祉サービスに要する費用は、前年同月比で2.5%の増加となっており、全体のサービス量が増えている。

居宅、通所、入所ともに増加しているが、特にグループホームは、16.6%の増加と、「地域移行」を進める上で中核となるサービスとして着実に伸びている。

2. サービス利用に関する実態

サービス利用の実態について調査を行い、結果を公表している26都道府県における状況を厚生労働省において取りまとめたところ結果は以下のとおり。

利用者負担を理由とした利用の中止

通所・入所施設等において、利用者負担を理由に退所した者(調査対象期間中の累計)の利用者数等に対する割合は、14都道府県の単純平均で0.39%(1月当たりで見れば0.13%)。

これを各月ごとにみると、月を追うごとに退所者が減少する傾向にある。

利用控え

通所日数を減らすなどの利用控えの割合(複数月の累計)については、調査を行っている4県で0.6%~2.0%(単純平均値は1.05%(1月当たりで見れば0.32%))。

合計利用者数の推移

利用者数について調査を行っている県の状況をみると、利用者は増加している。

3. 所得階層区分の認定状況、負担上限等の減免状況

平成18年6月末現在の定点市町村における所得階層区分の認定状況、負担上限額等の減免・軽減状況をみると、以下のとおりである。

施設入所者の9割以上が、生活保護(負担なし)、低所得1(15,000円の月額上限)又は低所得2(24,600円の月額上限)となっており、低い上限額の認定を受けているほか、68.0%が、個別減免等を受けている。

グループホームについては、利用者の68.1%が個別減免等を受けている。

障害者自立支援法の実施状況について

厚生労働省社会・援護局
 障害保健福祉部

1. 介護給付費等の状況

平成18年6月分の定点市町村(104市町村)における障害福祉サービスに要する費用の動向を見ると、支援費制度であった前年同月分と比べ、全体で2.5%の増加となっており、全体のサービス量が増えていることが分かる。

また、サービスごとの動向を見ると、居宅サービスは対前年同月比8.5%増加、通所サービスは同0.8%増加、入所サービスは同0.4%増加となっている。

特に、居宅サービスのうち、グループホームについては、前年同月と比べ16.6%の増加と、「地域移行」を進める上で中核となるサービスとして着実に伸びている。

障害福祉サービス費用の動向(単位:百万円、%)

	平成17年6月分	平成18年6月分	対前年同月比
居宅サービス	3,165	3,434	8.5
ヘルパー	1,905	2,059	8.1
デイサービス	611	686	12.4
ショートステイ	260	234	10.0
グループホーム	390	455	16.6
通所サービス	2,609	2,629	0.8
入所サービス	6,879	6,909	0.4
合計	12,653	12,972	2.5

(注)平成18年6月分の費用には、食費などの実費負担推計額が含まれている。

2. サービス利用に関する実態

サービス利用の実態について調査を行い、結果を公表している26都道府県における状況を厚生労働省において取りまとめた。

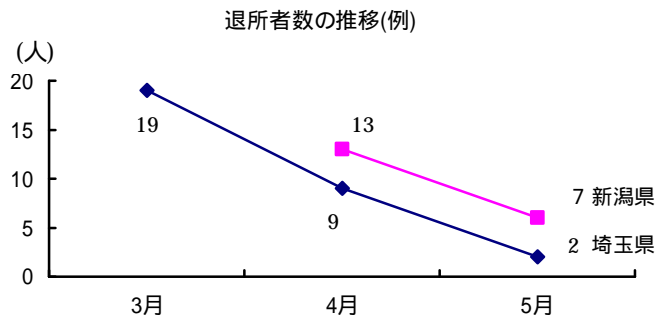
利用者負担を理由とした利用の中止

通所・入所施設等において、利用者負担を理由に退所した者の割合(調査対象期間

(都道府県により2～6か月)中の退所者の累計を1か月の利用者数等で除した割合)は0.39%(こうしたデータを取っている14都道府県における単純平均値)と極めて低い水準になっている。

こうしたデータの取り方をした場合には、対象が複数月の累計となることや、サービスを中止した後、別のサービスを利用している者も含むことから数値は高めになる。対象を1か月に置き直した場合の利用中止割合は0.13%である。

また、各月ごとにデータを取っている県の状況を見ると、月を追うごとに退所者が減少する傾向にある。



利用控え

通所日数を減らすなどの利用控えの割合(複数月の累計)については、調査を行っている4県で0.6%～2.0%(単純平均値は1.05%)

<利用控えの割合>

三重県	千葉県	和歌山県	大分県
1.0%	0.6%	0.6%	2.0%

対象を1か月に置き直した場合の利用控え割合は0.32%である。

合計利用者数の推移

サービスの利用者数の推移を調査している県の状況を見ると、利用者数は増加している。

岐阜県 (H17.4-H18.4)

居宅：3131人 3222人

島根県 (H18.3-H18.7)

通所・入所：2400人 2442人

山口県 (H18.3-H18.4)

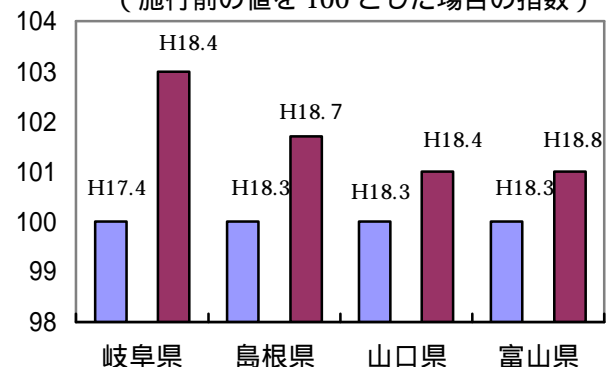
グループホーム・通所：1930人 1951人

富山県 (H18.3-H18.8)

通所・入所：1999人 2019人

障害福祉サービスの利用状況の推移

(施行前の値を100とした場合の指数)



(参考)「きょうされん」による調査

きょうされん(小規模共同作業所を中心とした全国団体)が、加盟施設(531ヶ所)に対して行った調査(本年9月)においても以下のとおり同様の傾向が示されている。

・各月における退所者の在籍者数に対する割合をみると、4月が0.32%、5月が0.

21%、6月が0.15%、7月が0.15%と低い水準であり、かつ月を追うごとに減少している。

- ・本年6月における利用控え（利用日数の制限）は、在籍者数比で0.65%。
- ・在籍者数の合計は4月の12,875人から7月の12,935人へと増加、特に通所が増加。

3. 所得階層区分の認定状況、負担上限等の減免状況

平成18年6月末現在の定点自治体（101市町村）における所得階層区分の認定状況、負担上限額等の減免・軽減状況をみると、以下の表のとおりである。

所得階層区分（負担上限月額）の認定状況

	入所 (20歳以上)	グループホーム	在宅	合計
計	100.0% (22,857人)	100.0% (6,568人)	100.0% (70,671人)	100.0% (100,096人)
生活保護(0円)	3.1%	19.6%	13.5%	11.5%
低所得1(15,000円)	22.4%	30.6%	12.3%	15.8%
低所得2(24,600円)	68.8%	42.1%	22.0%	34.0%
一般(37,200円)	5.7%	7.7%	52.2%	38.7%

負担上限額の減免等状況

	入所(20歳以上)		グループホーム	在宅
	個別減免	補足給付	個別減免	社会福祉法人軽減
支給決定者	100.0% (22,857人)	100.0% (22,857人)	100.0% (6,568人)	100.0% (70,671人)
うち減免等対象者合計	68.0%	87.4%	68.1%	23.8%
生活保護(0円)	3.1%	3.1%	19.6%	13.5%
低所得1(15,000円)	17.1%	21.4%	23.4%	4.6%
低所得2(24,600円)	47.8%	63.0%	25.1%	5.8%

(注) 生活保護世帯は支給決定者総数に占める支給決定者の割合、低所得1及び低所得2は支給決定者総数に占める減免等対象者の割合を記載。

このうち、入所では、施設入所者の9割以上が、生活保護（負担なし）、低所得1（15,000円の月額上限）又は低所得2（24,600円の月額上限）となっており、低い上

限額の認定を受け、負担が軽減されている。

また、68.0%が、1割負担としてはゼロであるが、6.6万円を超える月収の半額まで減免（個別減免）されている。

さらに、食費などの実費負担については、入所者の87.4%が軽減（補足給付）されており、施設入所者のほぼすべてが、一定額（年齢等に応じて2.5万～3.0万円）が手元に確保される状況となっている。

グループホームについては、利用者の9割が低い負担上限額の認定を受けているほか、利用者の68.1%は、個別減免等により負担額が減免されている。

在宅については、一般世帯が5割となっており、また、社会福祉法人軽減等により、在宅者の23.8%は、負担がゼロ（生活保護の場合）又は負担上限額が半額（通所の場合、7,500円）とされている。